

平成19年7月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 古坂美乃利

平成18年(ワ)第22750号 アーケード利用料等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年6月14日

判 決

原告

上記代表者代表理事

上記訴訟代理人弁護士

被告

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人弁護士

同

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

坂 入 高 雄

島 幸 明

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

1 請求

被告は、原告に対し、67万5150円及びこれに対する平成18年10月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 事案の概要

- (1) 本件は、商店街振興組合法（以下「組合法」という。）に基づき設立された商店街振興組合である原告が、原告組合の地区内において、店舗の転貸業を行っている被告が原告の組合員であるとして、原告の組合員に賦課されるアーケード利用料、維持管理料、賦課金及び平等割の支払を求めるのに対し、被告が、

原告組合に加入していないので、組員としての上記金員の支払義務はないと主張して争う事案である。

(2) 前提事実

以下の事実は当事者間に争いが無いが、証拠により容易に認められる事実である。

イ 原告は、組合法に基づき、東京都■■■■■■■■■■番ないし■■■■番等の都道及び区道に面した地域を組合の地区として、昭和■■■年■■月■■日に設立された商店街振興組合である。原告は、商店街にアーケードを設置している（以下「本件商店街」という。）。被告は、本件商店街において店舗の転貸業を行っている

ロ 原告の定款12条は、組員に対し事業の経費を賦課することができ、経費の額、徴収の時期及び方法、その他必要な事項は総会において定める旨規定している。原告の平成6年6月23日開催の臨時総会において、アーケードリフレッシュ事業計画が承認され、同7年3月24日開催の臨時総会において、同事業に関し、組員に対し、賦課金、売出し平等割、近代化積立金、維持管理及び利用料を賦課する旨及びその金額が決議（以下「本件決議」という。）された。

ハ 本件決議によると、平成17年1月から同18年9月までの間に被告が原告の組員であった場合に賦課される経費は、アーケード利用料月額1万5012円、維持管理料月額1万0008円、賦課金月額6130円、平等割月額1000円、以上月額合計3万2150円（以下「本件賦課金」という。）である。被告は、上記期間の賦課金合計67万5150円を支払っていない。

(3) 争点及び争点に対する当事者の主張

イ 争点

被告は原告組合に加入しているか否か

ロ 当事者の主張

(原告)

被告は、平成11年2月9日、原告との間で、原告組合への加入契約を締結した。被告は、本件商店街において貸店舗業を営業するに際し、本件商店街のアーケードや原告の集客事業によって利益を得ており、平成16年12月までは組合費を支払い、組合員でないと主張したことはなかった。被告は、原告に対し出資金を支払っていないが、出資によって初めて組合員となるこの規定は、出資義務を履行しない限り組合員としての権利を行使することができないという点に主眼をおいたものであり、実際に組合員と同じ負担をし、便益を享受している場合には組合員としての義務が発生することを妨げるものではない。また、組合法も、除名事由として組合員に出資義務違反がある場合をあげており（組合法29条2項1号）、出資金を支払っていない組合員の存在を認めている。

(被告)

組合法20条は、「組合員又は会員は、出資1口以上を有しなければならない。」と定め、同25条は、「引受出資口数に応じた金額の払込」があった場合に組合員となる旨定めている。これらの規定によれば、出資していない以上商店街振興組合の組合員にはなれないのであり、原告に出資していない被告は、原告の組合員ではない。

組合法に基づく組合は、加入・脱退の自由が認められた任意組合であり、商店街で営業しながら原告に加入しない者の存在は必然的に認めざるを得ず、したがって、原告の事業による利益を得ていることをもって、原告の組合員であるということとはできない。

原告は、組合法29条2項1号は、除名事由として「出資の払込を怠った組合員」をあげており、出資払込義務を履行しない組合員が存在することは認められていると主張するが、株式においては、出資の義務は株式引受人の

義務であり、株主の義務ではない。その理は出資組合にも当てはまり、出資していない出資引受人が組合員として権利・義務を負うものではない。

仮に、被告が原告の組合に加入していたとしても、被告は、組合費を支払わなくなった平成17年1月に原告を脱退した。

### 3 争点（被告は原告組合に加入しているか否か）に対する判断

- (1) 組合法は、組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資1口以上を有しなければならない（20条1項）、組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる（25条）、組合は定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる（22条1項）、組合は定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる（23条）と規定している。原告は、上記規定を受け、約款において、組合員の資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる（9条1項）、前項の加入の諾否は、理事会において決する（同条2項）、前項の規定により理事会の承諾を得たる者は、引受出資口数に應ずる出資金の払込を了したとき（持分を承継することにより加入する場合は、それを承継したとき）組合員となる（同条3項）、本組合は、その行う事業の費用にあてるため、組合員に経費を賦課することができる（12条1項）、前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、総会において定める（同条2項）と定めている。

上記組合法及び原告の約款によれば、原告の組合員となるのは、原告の理事会の承諾を得て、引受出資口数に應ずる出資金の払込を了したときであり、同出資金の払込を完了するまでは原告の組合員とはなれない。被告が、原告に対し、出資金を支払っていないことは当事者間に争いが無いから、組合法及び約款の規定により、被告は原告の組合員となっていないというべきである。そ

して、前記組合法の規定及びこれを受けた原告の約款によれば、原告は、組合員に対し、経費を賦課し、使用料及び手数料を徴収することができ、本件賦課金は、上記規定にいう経費又は使用料もしくは手数料に該当するところ、被告は、原告の組合員ではないから、被告が原告に対し本件賦課金の支払義務を負うことはない。

- (2) 原告は、組合法25条の趣旨は、出資金の支払をしない組合員には組合の運営に参加させないという点にあり、それ以外の組合員としての義務までも負わないという趣旨ではなく、また、組合法29条2項1号は、除名事由として、組合員が出資義務に違反したことをあげているから、同法は出資をしない組合員の存在を認めているのであるから、被告が出資金を支払っていないからといって原告の組合員ではないということとはできず、被告は、原告の活動による利益を長期間享受し、他方原告に対し組合費を支払い続けていたなど本件の事実関係のもとでは、被告は、同条の規定により原告の組合員となっていると主張する。しかし、商店街振興組合の組合員になるのは、出資金の支払を完了した時であることは、組合法及び原告の約款の前記規定から明らかであって、原告主張の事実関係があつたとしても被告を原告の組合員と認めることはできず、また、組合法29条2項1号は除名事由として組合員の出資義務違反をあげているが、これは既に組合員である者に対する除名事由として規定されているものであり、組合員になろうとする者に関する規定でないことは明らかであって、組合法が出資金を支払わない者を組合員と認めているとはいえない。よって、原告の前記主張は採用できない。

また、原告は、前記原告と被告間の事実関係から、原告と被告間には、被告が原告の活動による利益を享受し、その代償として原告に対し組合費を支払う旨の黙示の合意が成立した旨主張する。しかし、商店街振興組合への加入及び同組合からの脱退は原則自由であり（組合法24条、25条、28条）、原告が運営する商店街にも組合員と非組合員とが共に存在することは否定できない。

その場合非組合員が組合の活動による利益を享受することは当然あり得ることで、その場合にも同利益を享受しているからといって組合に加入することを強制することはできない。また、一旦組合に加入したとしても脱退すれば組合に対する賦課金の支払を免れることができる。これらのことに照らすと原告が主張する黙示の合意は、組合の活動によって利益を受けるからといって必ずしも負担しなければならない義務ではないのにその義務を内容とする合意であり、脱退して組合に対する義務を免れることができる組合員以上の義務を課す内容の合意であって、原告主張の事実関係があったとしても、直ちに同内容の黙示の合意があったと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

- 4 以上によれば、本訴請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第18部

裁判官 飯田 恭 示

これは正本である。

平成 19 年 7 月 26 日

東京地方裁判所民事第 18 部

裁判所書記官 古 坂 美乃利

